

農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月2日(火)10時00分から10時35分

2. 開催場所 消防庁舎2階 中会議室

3. 出席委員 (14人)

会長	1 番	野澤 典生
会長職務代理	2 番	飯澤 清成
農業委員	3 番	青木 博子
	4 番	島田 美知恵
	5 番	赤羽 道子
	6 番	高井 学
	7 番	横川 又司
推進委員		中村 良治
		伊藤 信一
		唐澤 秀明
		吉江 森男
		小松 英幸
		有賀 則幸
		有賀 米吉

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について《諮問案件確認》

議案第2号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第3号 農地利用配分計画(案)について

議案第4号 非農地の承認について

報告事項

(1) 農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出

(2) 農地法第18条第6項の規定による届出

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 丸山 貴之

事務局次長 役場産業振興課長補佐兼農政係長 野澤 隆生

役場産業振興課農政係 松田 馨司

役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<丸山事務局長>

皆さんお集まりですので、ただいまから総会の方始めていきたいと思います。それでは開会のご挨拶を飯澤代理お願いします。

(開会)

<飯澤代理>

おはようございます。だいぶ寒くなり季節は冬ということで、またインフルエンザが流行っているということで報道されてますので、体調には十分気を付けていただきながら活動の方お願いできればと思います。

では今から農業委員会の総会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

<丸山事務局長>

会長あいさつ、野澤会長お願いいたします。

(会長あいさつ)

<野澤会長>

おはようございます。日ごろから大変ご苦労様です。11月はですね、長野県の農業委員会大会と、またソルガムの収穫作業、さらには担い手さんの懇談会と、皆さんにはいろいろ大変ご苦労いただきまして誠にありがとうございました。

県の大会に行って、初めての方についてはなんだろうかっていうことでありますけども、大会ということですのであんな感じかなと思います。ただやはり今、私達農業委員会、全県全国の農業委員会がしなきゃいけないことっていうことが、あそこで一応確認をできたし、講師の先生、山形の先生からもこういう資料を使ってやるといかがですかっていうご案内もありましたんで、そのところはこれから野澤補佐の方でまた資料を作

ってやるのかやらないのか、ちょっと検討していきたいと考えております。

ちょっと話変わるんですけど、つい 29 日の信濃毎日新聞にもちょっと載っておりますけども、私も書いて出したんですが、農業センサスっていう、実際に今現在の農業従事者に国からアンケート用紙が来て、ここだと中村さんとか飯澤さんなんかもきて書いて出されたかと思うんですが、長野県は 19%の人が 5 年後に農業やめちゃうとか、そういうことで、もう切羽詰まった状況になっております。

これだけ農地をどうやって誰がそこを管理するかということで皆さんにはまたまた知恵を絞ってはいいいいただくことになると思いますけども、ぜひそのところ、今私達は地域計画、まずは地域計画、諸般のいろんな審議事項もありますけど、再三私がこうやって地域計画を話題にしているのはそういう理由でございますので、何かとご理解をいただいて審議をよろしく願いしたいと思います。

今日は 1 日よろしくお願いします。

<丸山事務局長>

それでは議事録署名委員の指名を会長お願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<野澤会長>

本日は 4 番の島田委員 5 番の赤羽委員にお願いいたします。

<丸山事務局長>

それでは議事の方に移ります。議事は規則により会長の方でお願いします。

(議事)

<野澤会長>

それでは議事の方に入らせていただきます。まず議案第 1 号について 1 番から野澤補佐説明をお願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～4番】

<野澤事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。地図は 1 ページをご覧ください。

塩尻市大字贄川…番地にお住まいの A さんが所有いたします、

大字赤羽…番、地目は畑、面積 255㎡および、

大字赤羽…番、地目は畑、面積 258㎡を、

埼玉県蕨市…番にお住まいの B さんが取得するものです。

譲渡人の Aさんは、相続にて申請地を取得しましたが、町外にお住いのため耕作管理ができずにおられました。

譲受人の Bさんは、埼玉県と2拠点生活をしながら畑で自家用野菜をつくりたいということで、空き家とともに申請地を取得するということで申請がありました。

今後耕作に必要な農業機械を取得していくということで、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、高井委員、有賀米吉推進委員から意見書をいただいております。

<有賀(米)推進委員>

11月5日に農業委員会終了後に高井委員と一緒に現地へ行きまして、有賀不動産の説明を受けました。

Bさん親子がAさんの家を購入し、家に隣接する農地も耕作する希望があり、農機具は旧家にあるものを利用したいし購入も考えているということです。家庭菜園の計画ですが、家庭菜園としてはちょっと面積が多い感じが不安もありますけれども、家に付属している農地で家庭菜園等の希望ということで問題ないと判断して、同意の印をしました。以上です。

<野澤会長>

ありがとうございました。今の1番の件について何か皆さんから意見ご質問ありましたらお願いいたします。ないようですので採決に入りたいと思います。1番の件について賛成の方挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<野澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住いのCさんが所有いたします、

大字樋口…番、地目は畑、面積13㎡を、

福島県双葉郡浪江町…番地にお住いのDさんが取得するものです。

譲渡人のCさんは、相続にて申請地を取得しましたが、お住まいが離れているため耕作管理ができずにおられました。

譲受人のDさんは、空き家とともに申請地を取得し、自家用野菜を耕作されるという

ことで申請がありました。

申請地は狭小ですが、住宅敷地の一部と合わせて耕作されるということです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、高井委員、有賀米吉推進委員から意見書をいただいております。

<高井委員>

11月18日ソルガムの収穫のあと12時からですね、現地で有賀推進委員さんと私、それから〇と編集社の赤羽さんの説明を伺いました。

先ほど説明がありましたように空き家バンクで購入した家に付随している土地ですが、周りは全部田んぼでございます。それでこの細長い土地については、圃場整備した後の残地が水路沿いに細く長くついている土地でございます、実際に前に住んでいた人は実際に家庭菜園をやったようですが、植栽というかツツジ等も生えておりますので、実際に耕作できるのは一坪程度ということで、機械があれば言うことないんですが手でもおこせるような程度の面積ということで、空き家に付随する土地ということで、それから周りの境界等も全然問題ございませんので、承認ということで印鑑を押した経緯でございます。

<野澤会長>

はい、ありがとうございます。それではこの件について質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようですので採決に入りたいと思います。2番について賛成の方举手をお願いいたします。(全員挙手)はいありがとうございます。

<野澤事務局次長>

3番、賃借権の設定でございます。地図は3ページをご覧ください。

諏訪郡下諏訪町…番地にお住まいのEさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は田、面積1343㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのFさんが賃借権を設定するものです。

譲渡人のEさんは、相続にて申請地を取得しましたが、町外にお住まいのため耕作管理ができずにおられました。

譲受人の F さんは、知人の方が申請地向かい側で耕作をされており、農業機械も借りながら耕作できるということで、5年間の賃借権の設定をするということで申請がありました。

譲受人の労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、横川委員、島田委員から意見書をいただいております。

< 島田委員 >

それでは報告いたします。11月16日日曜日16時から、横川委員、それから〇と編集社の赤羽さん、それと私3人で現地立会いをさせていただきました。

この譲受人の F さんでありますけれども、4月のときに××の方の土地を畑として耕作もするというので申請があった方です。その F さん、箕輪の方で今事業をやっているということですが、もう役員の方は退職されて農業の方をやるということをその時点でおっしゃっておりました。

今度は田んぼとして、さらに何かやりたいということで土地を探していたようなんです。そうしたところ、この〇と編集者の赤羽さんが E さんのおうちをですね、空き家バンクとして取り扱って売りに出してやっていたところが田んぼの方もどうにかしてほしいという相談があったところから F さんのお名前が挙がってきたところでもあります。

F さんは 81 歳でありまして、そして…番地の土地の道挟んで斜め前あたりがですね △△さんという向かい側ですけども、△△さんという方が畑と田んぼをやっております、その方に機具の一切はですね機械の一切は貸していただくという形で、これから進めていく予定のようです。

現況この田はですねとても荒れた状態でありまして、耕作できるような場所ではない感じでした。計画といたしましては、来年度は畔づくりから始まってきちんと畑や田んぼができるような状態にしてから、実際作るのは再来年の予定だということでお話をされていました。それで契約といたしましては年間二俵渡すというような契約で約束はしているようなことをおっしゃってました。

特にここら辺はですね、農地でありまして荒廃地も多く、耕作していただける方がいらっしゃればそれはいいのではないかとということで、現地立ち合いをしてまいりましたので報告いたします。よろしくお願いいたします。

< 野澤会長 >

この件について質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようですので採決をとりたいと思います。3 番について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手) ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

諏訪郡下諏訪町…番地にお住まいの G さんが所有いたします、

大字平出…番、地目は田、面積836㎡および、

大字平出…番、地目は田、面積486㎡および、

大字平出…番、地目は田、面積722㎡および、

大字平出…番、地目は田、面積541㎡、計4筆 2585㎡を、

東京都多摩市…番地のにお住まいの H さんが取得するものです。

譲渡人の G さんは、相続にて申請地を取得しましたが、町外にお住まいのため耕作管理ができずにおられました。

譲受人の H さんは、空き家とともに申請地を購入し、現在塩尻で農業をされている息子さん夫婦と耕作をされるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、赤羽委員、有賀則幸推進委員から意見書をいただいております。

<赤羽委員>

11 月 20 日 9 時から不動産会社の堤さん、H さんの息子さん、有賀推進委員、私と 4 人で現地を確認しました。以前は田んぼでしたので畔があり境界ははっきりしていました。

農業をするのは息子さんなんですが、4 年前に東京から塩尻に移住して、1 年目は山形村の長芋農家を手伝い、2 年目は果樹をやって、現在は大家さんの畑を手伝っているとのこと。今度こちらの畑では長ネギ、落花生を主に作り、自分で売りたいとのこと。トラクター、耕運機 2 台を持っているようです。以上報告します。

<野澤会長>

ありがとうございます。この件についてご意見質問ありましたらお願いします。ないようですので採決をとりたいと思います。4 番について賛成の方挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございます。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について】

＜野澤事務局次長＞

地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

大字辰野…番地にお住まいのIさんとJさんが共同で所有いたします、

大字辰野…番、地目は畑、面積87㎡に、

貸駐車場を新設するための申請であります。

I さんはご近所の方より駐車場として畑の一部を貸してほしいという依頼を受け、自身の所有農地に駐車場を新設したい計画です。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第4条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

また、地域計画変更申出を受け、協議、公告縦覧を経て、令和7年12月1日付けで地域計画からの除外も完了しています。

この件につきましては、野澤会長、唐澤推進委員から意見書をいただいております。

＜唐澤推進委員＞

はい、この場所について、11 月 12 日午後 4 時過ぎに現地に赴きまして、野澤会長それから私が、I さんから説明を受けました。I さんが所有している農地を駐車場に変えるというものですが、駐車場に変える境界もしっかり現地で確認できました。

また近隣の住宅あるいは公道等によりしっかり区画されており、地域への影響っていうものもないというふうに確認しました。さらに地元において特段の問題なく了解を得ているということで、申請に対してその要件を満たしていることを確認してサインをしました。審議の方よろしくをお願いします。

＜野澤会長＞

ありがとうございます。この件につきましてご意見質問ありましたらお願いいたします。ないようですので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について】

＜野澤事務局次長＞

所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

大字辰野…番地にお住まいの K さんが所有いたします、

大字辰野…番、地目は畑、面積348㎡を、

岡谷市…番にお住まいの L さんが借り受け、倉庫を新築するための申請であります。

借受人の L さんは△△であり、現在岡谷市で〇〇を経営されていますが、立退きをしなければならなくなり、兄である K さん所有の農地を借り受け、〇〇を営農できる倉庫を新築したいということで申請がありました。

申請地は準工業地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

また、地域計画変更申出を受け、協議、公告縦覧を経て、令和7年12月1日付けで地域計画からの除外も完了しています。

この件につきましては、唐澤推進委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

< 吉江推進委員 >

説明申し上げます。11月17日の15時から30分間にわたってこの2名の方の代理人である行政書士の吉澤様と唐澤委員、吉江委員で立ち合いをしました。

今お話があったように、L 様が K 様所有の畑を長年にわたって不定期にわたって借りるというような次第ですけれども、建築に必要な宅地の一部ですね、それから公道に接する道が4mの宅地へつながるんですが、その半分の面積を無償で使うことを承諾しているとのことでした。

作られる〇〇の建物ですけど水道排水設備がないそうですが、居住は貸主の K 様の居宅が隣接しておりそこに住まわれるということで、これも問題はないです。

境界の確認ですけれども、境界にあたる6か所の杭を確認しましたのでこれも問題ございません。

それから排水設備がないわけですが、隣接する農地は1筆だけで、農地の番号が書いてあるところが田んぼでありまして給排水とも問題ありません。申請に問題ないと判断いたしまして意見書を作成いたしました。ご審議よろしくをお願いします。

< 野澤会長 >

ありがとうございます。この件について意見質問ありましたらおねがいたします。ないようですので、5条について採決をします。賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

【議案第2号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

＜野澤事務局次長＞

農地中間管理事業に関しまして、計5件、10筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書10ページから11ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と4筆、4,002㎡について5年の使用貸借権を、3筆、2,979㎡について10年1か月の使用貸借権を、3筆、2,307㎡について5年1ヶ月の賃借権を設定するものです。

続きまして・・・(第3号へ)

【議案第3号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

＜野澤事務局次長＞

農用地利用配分計画(案)については、議案第2号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく10ページから11ページをご覧ください。

農事組合法人 M へ4筆、4,002㎡について5年の使用貸借権を、

同じく農事組合法人 M へ2筆、1,983㎡について10年1ヶ月の使用貸借権を、

N さんへ1筆、996㎡について10年1ヶ月の使用貸借権を、

O さんへ3筆、2,307㎡について5年1か月の賃借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と担い手のみなさんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

なお、今回の審議分につきましては、既に協議会で協議済みです。

＜野澤会長＞

ありがとうございます。それでは2号3号合わせて質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようですのでまず第2号について採決をとりたいと思います。2号について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

続きまして3号についての採決を取りたいと思います。3号について賛成の方挙手をお願いいたします。ありがとうございます。

【議案第4号、非農地申請について】

＜野澤事務局次長＞

非農地証明書の交付申請であります。

詳細は議案書13ページ、地図は戻りまして4ページをご覧ください。

諏訪郡下諏訪町…番地にお住まいのPさんが所有いたします、

大字平出…番、地目は畑、面積364㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は平成11年に相続した時点では既に山林となっていたということで、農地に復元するのは容易ではなく、今後農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われれます。

この件につきましては、赤羽委員、有賀則幸推進委員にご確認いただいております。

＜赤羽委員＞

それで11月20日の9時半頃、先ほどの農地を見た後に確認に行ってきました。以前は畑でしたけれども、何年も耕作していなかったなので今は山林状態でした。以上です。

＜野澤会長＞

この件について質問ご意見ありましたらお願いいたします。なければこの件について採決を取りたいと思います。4号について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

報告事項

＜野澤事務局次長＞

それでは報告事項です。

- (1) 農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について、前回の総会にて農業振興地域整備計画の軽微変更のご審議をいただいた1件を含め計2件、議案書の14ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
- (2) 農地法第18条第6項の規定による届出について、解約の届出計5件、議案書の14ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、相続の届出計2件、議案書の

14ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<野澤会長>

今までの内容でご意見ご質問あればお願いいたします。ないようですので事務局の方にお返しいたします。

<丸山事務局長>

会長進行どうもありがとうございました。それでは5のその他に入ります。事務局の方からお願いします。

<事務局中澤>

○次回委員会総会開催日

日時:令和8年1月7日(水)10時00分

場所:役場2階 大会議室

<丸山事務局長>

事務局からは以上でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではないようでございますので、閉会の方を飯澤代理お願いします。

(閉会)

<飯澤職務代理>

はい、慎重審議ありがとうございました。これをもって農業委員会総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

<丸山事務局長>

それでは続きましての協議会でございますが、あちらの時計で45分から始めたいと思いますので、それまでにお集まりいただければと思います。よろしくお願いいたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印